

平成28年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

平成28年3月策定
(平成28年10月一部改訂)

秋 田 市

目 次

1 ごみ処理実施計画

(1) 実施期間	1
(2) ごみの種類および排出量見込み	1
(3) 家庭系および事業系ごみの分別区分による処理方法	
ア 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）	1
イ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）	2
ウ ごみの排出抑制・再資源化計画	
(ア) 廃棄物の発生抑制と循環型社会の推進	
a (新)使用済小型電子機器等分別回収事業	2
b 資源集団回収推進事業	2
c 古紙ステーション回収システム	2
d 粗大ごみ戸別収集事業	2
e (新)水銀含有ごみ分別処理事業	2
f (新)廃棄物再生利用業の指定	2
(イ) ごみ減量活動の促進	
a 家庭系ごみ減量・分別啓発事業	3
b 事業系ごみ減量・分別啓発事業	3
c ごみ減量コラム掲載事業	3
d ごみ減量アクション開催	3
e 生ごみ減量促進事業	3
(ウ) その他の環境施策	
a 家庭ごみ処理手数料の負担軽減措置	3
b ボランティア袋の交付	3
c ごみ集積所設置費補助事業	3
d 一般廃棄物処理施設整備基金積立金	3
e ごみ集積所巡回事業	3
(4) 収集・運搬計画	
ア 収集区域の範囲	4
イ 収集方法等	
(ア) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）	4
(イ) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）	5
(ウ) 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日	5
(エ) 本市で収集・処理しないごみ	6

(5) 中間処理計画	
ア 溶融処理	6
イ 破碎・資源化処理	7
ウ 資源化処理	7
エ 水銀含有ごみ処理（平成28年12月1日開始）	7
オ 資源化処理（民間施設）	7
(6) 最終処分計画	7
(7) 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第32条第3項の規定により市長が指定する処理施設（搬入された一般廃棄物に処理手数料が課される施設）	7
 (参考) ごみ処理計画フロー図	8

2 生活排水処理実施計画

(1) 実施期間	9
(2) し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み	9
(3) し尿・浄化槽汚泥の処理方法	9
(4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	
ア 適正処理の推進	9
イ 浄化槽設置の整備	9
(5) 収集・運搬の範囲	
ア 収集区域の範囲	9
イ 収集方法	9
ウ 中間処理計画	10
 (参考) 生活排水処理計画人口	10

平成28年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

1 ごみ処理実施計画

平成27年3月策定した秋田市一般廃棄物処理基本計画に従い、平成37年度目標を達成するため毎年度、最適な取組を推進させるとともに、ごみの適正処理、ごみの発生抑制および再利用等の循環型社会を構築していく。

(1) 実施期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

(2) ごみの種類および排出量見込み

種類	排出量		合計
家庭ごみ	58,881 t/年	161 t/日	122,266t/年
事業ごみ	42,194 t/年	116 t/日	
粗大ごみ	3,518 t/年	10 t/日	
資源化物	17,662 t/年	48 t/日	
水銀含有ごみ	11 t/年(注)	0.1 t/日	

(注)水銀含有ごみの排出量は、平成28年12月1日～平成29年3月31日分

(3) 家庭系および事業系ごみの分別区分による処理方法

ア 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭ごみ	市 排出者	市	熔融	市	埋立
粗大ごみ	市 排出者	市	破碎・熔融 ・資源化	市	埋立
金属類	市 排出者	市	破碎・熔融 ・資源化	—	—
空きびん	市 排出者	市	資源化 (選別・圧縮 ・梱包)	—	—
空き缶					
ペットボトル					
ガス・スプレー缶					
使用済み乾電池	市 排出者	市	資源化 (選別・梱包)	—	—
使用済小型家電	市	認定 事業者	解体・選別 ・精錬	—	—
古紙	協同組合秋田 古紙回収協会	資源化 事業者	資源化	—	—
水銀含有ごみ(注)	市 排出者	市	資源化 (選別・梱包)	—	—

(注)水銀含有ごみの分別区分は、平成28年12月1日施行

イ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
事業ごみ	許可業者 再生輸送業者 資源化事業者 排出者	市	溶融	市	埋立
うち再生利用向 食品系廃棄物		再生活用業者	堆肥化	—	—
粗大ごみ		市	破碎・溶融 ・資源化	市	埋立
金属類		市	破碎・溶融 ・資源化	—	—
空きびん		市	資源化 (選別・圧縮 ・梱包)	—	—
空き缶					
ペットボトル					
古紙		資源化事業者	資源化	—	—

ウ ごみの排出抑制・再資源化計画

(7) 廃棄物の発生抑制と循環型社会の推進

a (新)使用済小型電子機器等分別回収事業

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、市関連施設に回収ボックスを設置し、レアメタルをはじめとした有用金属を含むとされる小型家電等の再資源化を図る。

b 資源集団回収推進事業

地域住民が自主的に地域の資源化物を回収する集団回収の実施団体および回収業者に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量とリサイクルの推進を図る。

c 古紙ステーション回収システム

民間事業者が実施する古紙ステーション回収を支援し、家庭ごみの減量推進と資源の再生利用を促進する。

d 粗大ごみ戸別収集事業

高齢化社会への対応と受益者負担の公平性を確保しながら、粗大ごみの戸別有料収集を行うとともに、再資源化を図る。

e (新)水銀含有ごみ分別処理事業（平成28年12月1日開始）

家庭から排出される水銀含有ごみを、空きびん等と同時にごみ集積所から分別収集・運搬し、選別保管した後、処理施設へ運搬し、処分する。
(水銀含有ごみ対象品目：蛍光管、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計)

f (新)廃棄物再生利用業の指定

再生利用が確実と認められる廃棄物のみ処理を業とする事業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく再生利用業の指定を行い、廃棄物の再生利用を促進し、循環型社会の推進を図る。

(イ) ごみ減量活動の促進

a 家庭系ごみ減量・分別啓発事業

(a) 町内会などの市民団体を対象とした、ごみ減量・分別説明会等を開催し、家庭系ごみの減量と分別の啓発事業を実施する。

(b) (新)「ごみの分け方出し方手引き」作成配布事業

家庭から排出ごみの適正な排出を促す手引きとして、平成28・29年度版の(新)「ごみの分け方出し方手引き」を作成し全戸配布する。

b 事業系ごみ減量・分別啓発事業

(a) 事業所への訪問指導および多量排出事業者を対象とした事業系一般廃棄物減量等計画書により、事業系ごみの減量と分別の推進を図る。

(b) (新)事業系ごみ減量を促進するため事業系ごみ用の冊子を作成し、各事業所へ配布するとともに適正処理およびごみの減量・分別等を図る。

c ごみ減量コラム掲載事業

ごみ減量コラムを全戸配布の冊子に掲載し、ごみ減量に関する意識向上および啓発を図る。

d ごみ減量アクション開催

ごみ減量の必要性や方法について、定期的に3R体験講座を実施し、情報提供の機会を設け、より一層の啓発を図る。

e 生ごみ減量促進事業

(a) 家庭から出る生ごみの減量を一層推進するため、生ごみを堆肥化する容器の購入に対して補助し、家庭で手軽にできる生ごみ堆肥づくりの普及促進を図る。

(b) 生ごみの減量につながる取組について、(新)「食べきりアイデア講座」を開催し周知・啓発を図る。

(ウ) その他の環境施策

a 家庭ごみ処理手数料の負担軽減措置

腹膜透析実施者やおむつを資源化物用指定ごみ袋で排出することに抵抗がある者に、年1回の申請により家庭ごみ用有料指定袋を交付し、負担軽減を図る。

b ボランティア袋の交付

ごみ集積所の清掃やボランティア清掃用に各町内会などに対し、ボランティア袋を交付する。

c ごみ集積所設置費補助事業

各町内会等のごみ集積所の設置や修繕、被せネットの購入に係る経費負担の軽減を図る。

d 一般廃棄物処理施設整備基金積立金

家庭ごみに係るごみ処理手数料の歳入総額のおおむね2分の1の額を、処理施設の整備等関連事業に要する経費に充てるための基金に積立する。

e ごみ集積所巡回事業

ごみ集積所に対する様々な問題、特に不適正排出に対処するため、巡回パトロールと現地調査を行い改善を図る。

(4) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

秋田市全域

イ 収集方法等

(ア) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

（単位：t）

分別区分	排出方法	収集回数・方法	収集車両	収集運搬量	
家庭ごみ	有料指定ごみ袋(注1)	週2回(注2) ステーション収集	委託51台	58,881	
資源 化 物	空きびん	プラスチック製回収箱	委託13台	2,370	
	ガス・スプレー缶	プラスチック製回収箱		3	
	空き缶	資源化物用指定ごみ袋		1,118	
	使用済み乾電池	透明の小袋および 資源化物用指定ごみ袋		20	
	ペットボトル	資源化物用指定ごみ袋	委託51台	881	
	古紙(新聞、ダンボール・ 紙パック・雑誌、雑がみ)	品目ごとに紙ひもで 結束	月2回(注3) ステーション収集	協同組合秋田古 紙回収協会13台	8,132
	金属類	資源化物用指定ごみ袋	月1回(注3) ステーション収集	委託51台	608
	使用済小型家電	小型家電専用回収箱	拠点回収(注4)	市4台	
粗大ごみ(注5)	証紙(シール)を貼付	週1回 申込制による 戸別有料収集	委託3台	543	
水銀含有ごみ(注6)	品目ごとに購入時の箱等 に入れた後、透明袋	月2回(注3) ステーション収集	委託13台	11	

(注1) 有料対象外となる刈草・落葉、おむつについては、資源化物用指定袋を使用することができる。

(注2) 年末年始【12/31(土)～1/3(火)】を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

(注3) 年末年始【12/29(木)～1/3(火)】を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

(注4) 回収日時については各施設の開館時間内による。

(注5) 収集運搬時に特別の扱いを要するもの（石油ストーブ・ガソリン携行缶・除湿機・コンクリートブロック・物干し台座・鉄アレイ・コイルスプリング等の自動車部品）などについては、大きさにかかわらず粗大ごみと同様の方法で収集する。

(注6) 水銀含有ごみの分別区分は、平成28年12月1日施行

【市民の協力義務等】

- ・家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。
- ・家庭ごみおよび資源化物は収集日の午前6時から午前8時までに決められた集積所（ごみステーション）に出すこと。なお収集日に出す量は2袋までとするよう努めること。
- ・粗大ごみは事前に電話で収集の申込をしてから、指定された額面の証紙（シール）を貼付し、収集日の午前9時までに指定された場所へ出すこと。
- ・引っ越しや庭木・草の刈り込み等で多量に出るごみは、本市の施設へ自ら搬入するか、許可業者に収集を依頼すること。
- ・市が収集処理しないごみを排出する際は、市の指示に従い自ら処理を行うこと。

(イ) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）（単位：t）

分別区分	排出方法	収集方法	収集車両	収集運搬量	
事業ごみ	半透明(注1)又は無色透明(注2)の袋	排出者が自ら運搬又は許可業者(再生輸送業者)が戸別収集	20社 105台	42,194	
うち再生利用向食品系廃棄物	プラスチック製専用容器等		1社1台	—	
資源化物	空きびん		プラスチック製回収箱等	20社 105台	560
	空き缶		無色透明の袋(注2)		66
	ペットボトル		無色透明の袋(注2)		35
	金属類		無色透明の袋(注2)		1
古紙(新聞、ダンボール・紙パック・雑誌、雑がみ)	品目ごとに紙ひもで結束	—	—		
粗大ごみ(注1)	—	—	—	2,975	

(注1) 袋4枚を重ねて新聞の文字が判読できる程度のことをいう。また、旧家庭ごみ用指定袋を使用しても差し支えない。

(注2) 資源化物用指定袋を使用しても差し支えない。

(ウ) 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日

施設名	所在地	開場時間	受入休業日
秋田市総合環境センター	秋田市河辺 豊成字虚空 蔵大台滝1 番地1	8:00～16:30	日曜、祝日および年末年始 【12/30(金)～1/3(火)】

※ 再生可能な古紙は、原則受入しない。また、開場時間および受入休業日は、変更することができる。

【事業者の協力義務等】

- ・分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。
- ・町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。
- ・本市の処理施設へ自ら搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。

(イ) 本市で収集・処理しないごみ

区分	品目例
有害性のある物	バッテリー・農薬・在宅医療廃棄物(注1)等
危険性のある物	プロパンガスボンベ等
引火性のある物	ガソリン・廃油・塗料等
著しく悪臭を発する物	
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそれのある包帯等
処理に支障を及ぼすおそれのある物	タイヤホイール・ドラム缶・ホームタンク(100L超)・ボイラー・モーター(5kg超)・丸太・耐火金庫・ピアノ・鉄板(50cm超)等
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する物	エアコン・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機および衣類乾燥機
パーソナルコンピューター(注2)	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ディスプレイ等
小型二次電池等	充電式電池・ボタン型電池
リサイクルルートが確立されている物	自動車・自動二輪車・タイヤ・消火器等

(注1) 血液の付着したもの、注射針等の鋭利なもの、感染性を有するもの。

(注2) 使用済小型電子機器等の拠点回収分を除く。

(5) 中間処理計画

ア 溶融処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター溶融施設	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1	460 t / 日	113,521t	埋立 3,420t

※ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥)を含む。

イ 破碎・資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 前処理破碎施設	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝1番地1	10 t / 5 h	4,149t	溶融 3,312t
秋田市総合環境センター 第2リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝1番地3	32 t / 5 h		

ウ 資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝1番 地1	空き缶 28 t / 5 h	5,027t	溶融 540t
		空きびん 36 t / 5 h		
		ペットボトル 10 t / 5 h		

エ 水銀含有ごみ処理（平成28年12月1日開始）

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 水銀含有ごみ分別保管施設	秋田市河辺豊成字虚空 蔵大台滝1番地1	0.2 t / 5 h	11t	—

オ 資源化処理（民間施設）

施設名	廃棄物種類	処理計画量
(有)エコ・リサイクルペーパーほか	古紙等	12,020 t
国の認定事業者	使用済小型家電	6 t
野村興産(株)イトムカ鉱業所	使用済乾電池 水銀含有ごみ	31 t
秋田協同清掃(株)七曲工場堆肥化施設	食品系廃棄物	22 t

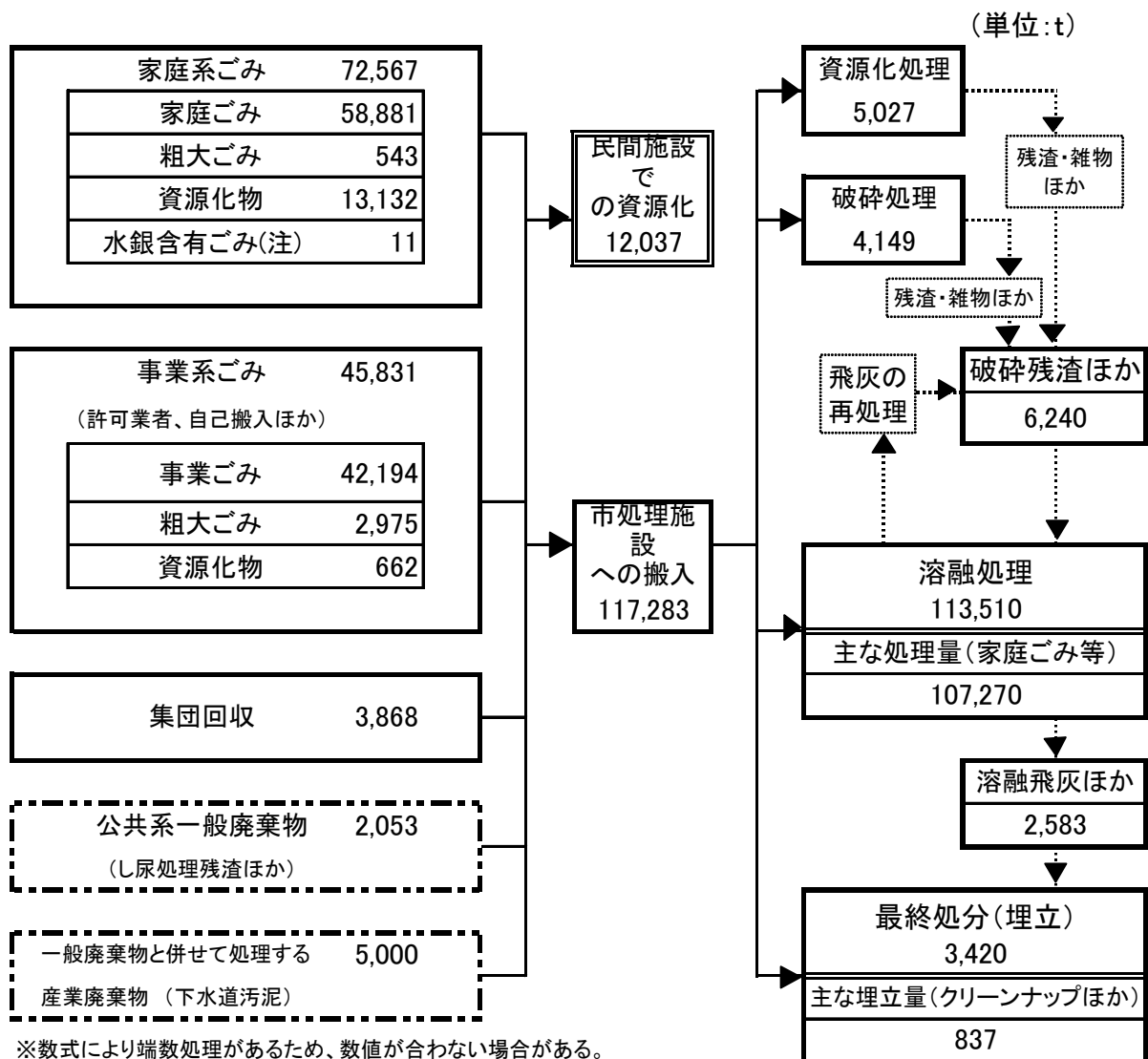
(6) 最終処分計画

施設名	所在地	全体容量	処理計画量	残容量
秋田市総合環境センター 最終処分場	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝地内	1,500,000 m ³	3,420t	約190,500m ³ (27年度末)

(7) 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第32条第3項の規定により市長が指定する処理施設（搬入された一般廃棄物に処理手数料が課される施設）

施設名	
秋田市総合環境センター	溶融施設
	前処理破碎施設
	第2リサイクルプラザ

(参考) ごみ処理計画フロー図



2 生活排水処理実施計画

平成27年3月に策定した秋田市一般廃棄物処理基本計画に従い、し尿および浄化槽汚泥の適正処理のため環境負荷低減に配慮するとともに、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るための取組を推進していく。

(1) 実施期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

(2) し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み

種類	排出量		合計
し尿	18,649kl/年	51kl/日	40,258kl/年
浄化槽汚泥	21,610kl/年	59kl/日	

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理方法

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処理	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	固液分離・希釈放流方式	県	標準活性汚泥方式
浄化槽汚泥	許可業者				

(4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア 適正処理の推進

(ア) し尿および浄化槽汚泥について、環境負荷低減に配慮しながら安定的に適正な処理を行う。

(イ) 浄化槽によるし尿等の適正な処理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る。

イ 浄化槽設置の整備

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付し普及を促進する。

(5) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

秋田市全域

イ 収集方法

種類	収集方法
し尿	当該区域を担当するし尿収集運搬許可業者が戸別収集
浄化槽汚泥	浄化槽清掃許可業者が戸別収集

ウ 中間処理計画

施設名	所在地	受入時間	受入休業日
秋田市汚泥再生処理センター	秋田市向浜一丁目 13番1号	7:00～16:30	第2・第4土曜、日曜、 祝日および年末年始 【12/31(土)～1/3(火)】
処理方式	公称能力	処理計画量	汚泥排出量
固液分離・希釈放流方式	175k1/日	し尿 18,649k1 浄化槽汚泥 21,610k1	1,575t (秋田市総合環境センターで溶融処理)

※ 受入および休業日は変更することができる。

(参考) 生活排水処理計画人口

区分	人口(人)
行政区域内人口	317,651
水洗化・生活雑排水処理人口	284,181
公共下水道	259,287
農業集落排水	9,500
浄化槽(合併処理)	15,394
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽)	18,871
非水洗化人口(くみ取り)	14,599

(平成27年3月31日現在)